

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する  
説明会

2022 年 6 月 21 日 (火)

(15:00～16:30)

Zoom オンライン会議

## 【司会】

それでは定刻になりましたので、これより JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する説明会を開催したいと思います。私は、本日、司会を務めます JBIC 経営企画部、北島でございます。よろしくお願ひいたします。今回、感染症予防のためコンサル会合と同様、ウェブ開催としております。ご不便な点があろうかと思いますが、スムーズな運営に努めていきたいと考えております。

まずは本日の全体の流れからご説明したいと思います。議題ですけれども、事前にホームページでご案内のとおり、「環境ガイドライン改訂案に対するご意見とご回答」、「改訂後の環境ガイドライン及び異議申立手続要綱」を予定しております。

冒頭に司会より、いくつか連絡事項についてご説明し、その後、JBIC、NEXI からそれぞれ説明してもらい、最後にまとめて質疑の時間を設けたいと思います。所要の予定時間でございますけれども、1 時間半ということで 16 時 30 分までの予定でございます。質疑の状況によりまして、時間が前後する可能性もございますが、延長する場合には全体で 2 時間、17 時までとさせていただきたいと思います。会の途中の退出につきましては、自由でございます。再入室もできますが、事務局による確認作業を行います関係で、若干時間を要する可能性があります点、ご留意いただければと思います。

連絡事項をいくつか申し上げたいと思います。本日の説明会の内容につきましては、透明性確保の観点から、後日、ホームページでの公開を予定しております。また参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影、録画についてはお控え下さい。録音につきましては、ご自身のご利用のための録音は構いませんが、音声自体の公開はお控え下さい。また説明会の議事録公開を予定しておりますので、特定の個人、団体の誹謗中傷するような発言を行わないよう、お願いしたいと思います。

次にウェブ開催に当たっての留意点をいくつか申し上げたいと思います。まずご発言のとき以外は、ミュートの設定をお願いできればと思います。ミュートになつてない場合には、事務局のほうで設定させていただく場合もございます。カメラのオン、オフにつきましては、任意とさせていただきますが、通信速度に影響が出る場合には、カメラオフを依頼させていただく場合がございます。

また、質疑などご発言されたい場合には、画面上、挙手の確認は困難でございますので、基本的にズームの挙手機能による通知をお願いしたいと存じます。司会のほうから指名させていただきますので、カメラをオンにしていただいて、所属、お名前をおっしゃっていたいた上で、ご発言下さい。また議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨、付言いただければ、議事録のほうは匿名で公開させていただきます。司会からの連絡事項は以上でございます。

それでは早速でございますけれども、JBIC 及び NEXI から、それぞれ説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

## 【国際協力銀行 関根】

JBIC の関根でございます。私、コンサルテーション会合、後半を中心に参加させていただいて、その後のパブリックコメント等のご意見も踏まえて、ガイドラインの改訂を引っ張る役割をしてまいりました。本日、コンサルテーション会合同様、多くの方にお集まりいただきまして、大変、感謝しております。こちらの流れでございますけれども、振り返りということで、環境ガイドラインにつきましては、JBIC、NEXI でこれまで運営しておりましたガイドラインについて、施行後 5 年経過したというところで、5 年間の実施状況について確認を行いまして、その上で世の中の変化、それからこういったコンサルテーション会合を通じて、関係者の方々のご意見、あるいは議論を通じたもので新しくしていくということで、検討をしてまいりました。

併せまして、異議申立手続要綱につきましても、こちらも時代の変化に合わせて、変えるべきところは変えるという考え方で議論を踏まえ、変更をしております。こちら、JBIC、NEXI でございますけれども、実施上、5 年間、施行しました実施状況の確認を踏まえ、昨年の 2 月から本年の 2 月まで約 1 年間、10 回におよぶ議論をコンサルテーション会合という公開の場でさせていただきました。さらにはパブリックコメントというところで、改訂案に対するご意見もいただきました。まずはそのご参加、それからご意見をいただきまして、ありがとうございます。パブリックコメントでいただいたご意見も、恐らくコンサルテーション会合にご出席いただいて、その議論の結果がどうなってるかということの確認もあったかと思います。そういう意味では、パブリックコメントを通じても私どもの意見も公開させていただいているが、それも含めてご説明すると私どものこれまでの議論を通じた考え方というのが、うまく伝えられるのではないかなと思っております。

そういうことで本日、お時間いただきまして、まずは新しい JBIC 環境ガイドラインというものの中身、それから、それを補足する具体的な運用について明らかにするための FAQ というところへの追記、変更ですね。これをご説明しまして、それから、その中で、あるいはその中で説明しきれなければ、その次のテーマとして、パブリックコメントでいただいたことに対する考え方をご説明しまして、その後、NEXI の環境ガイドラインに対する補足という流れで説明をできればと思っております。

それでは今、投影をさせていただいている環境ガイドラインですね。細かい字句修正ございますが、ポイントをガイドライン本文と FAQ の書き下しというところで、改めてご説明したいと思います。まず、最初に前書きのところで字句の修正をしております。ここ、単なる字句修正にとどまらず、ポイントとしましては、環境配慮に人権配慮というものが含まれるということを明確化するものでございます。前書きの 1 段落目後段、「環境社会配慮とは、自然環境のみならず、社会環境を含む環境に配慮することを指し、人権配慮も含まれるものである。」ということを明記して、私たちの姿勢を示しているというような形でございます。ここでございますけれども、人権という概念は非常に広うございます。私どもとしましては、この明記した上で、プロジェクトにおける人権面の配慮というものが重要な観点という姿

勢をしっかりと示しているということでございます。

他方で、パブリックコメントの中でいただいた意見におきましては、人権配慮の対象というものですね、これについては当該プロジェクトに直接起因し、事業の実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定して、事業活動の過度な負担にならないようご留意いただきたいというご意見がございました。このご意見、もちろん世界的潮流である人権配慮に対する積極的な対応ということで、こういった人権配慮を JBIC が掲げることは賛同いただいた上での、実務上の配慮のお願いということだと受け止めております。

JBIC でございますけれども、環境社会配慮の確認の際の考え方として、こちらは個別のプロジェクトにおいて、具体的に対応可能で、判断基準が明確な人権の側面について確認を行うということとしておりまして、これは運用の考え方を示した FAQ ですね、こちらの中で、「環境ガイドラインでは人権についてどう扱っているのですか」という質問設定がございます。こちらにこういった考え方を記載しておりますし、具体的な確認については、IFC パフォーマンススタンダード等の国際基準に照らして確認をしていくというようなことで、国際的な目線も見た上で、プロジェクトに起因した実効性のある形で配慮をしていくというような運用を想定しておりますので、ご協力いただきながら、こういった新しい分野について、さらに一層、留意をしながら、前向きに対応していただければというふうに思っております。そういった回答をコメントに対してはさせていただいております。いずれにしましても、こちら、姿勢を示すということで重要だと認識しておりますので、付言させていただきます。

それから、その他の修正点でございますが、その下にいっていただきまして、次のポイントはこちらですね。これは環境社会スタンダードということで、定義が変わっておりますので、その定義の変更に合わせて、環境社会配慮の適切性を確認するための参考にする世界銀行、国際金融公社の書きぶりをオートマチックに変えているものでございます。またその基準の中で具体的なベンチマークということでは、OECD の環境コモンアプローチを踏まえた対応ということになりますことを付言しております。これは、今やっていることをテクニカルに明記するという点がございます。

続きまして、カテゴリのレビューの際のカテゴリ A というものの考え方でございます。こちらも先ほどの人権配慮ということを明記したこととの連動性を持った話でございますが、負の影響につきまして、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ、その可能性があると判断された場合、もちろん人権配慮確認を行っていくということは重要ですということを、明記させていただいております。

その下の住民移転計画、生計回復計画は、これまで重要な場合には確認していくということで記載ありましたが、その、語句整理ということでございまして、引き続き、そういったものを確認していくということは変わりません。施行日でございますけれども、7月1日ということで予定しておりますので、それを記載しております。

続きまして、こちらは、社会的合意、それから社会影響についての対応の考え方でござい

ます。コンサルテーション会合でも時間を使って議論したポイントでございます。その協議のあり方というものが議論になりました。協議もしっかりと意見が言えるような環境作りをした上での協議、これが重要であるということでございまして、こちら、本文に追記するということで対応しております。被影響住民との協議ですけれども、「外部からの操作、干渉、強制、脅迫のない双方向のプロセスであることが必要」であるということでございます。

それから苦情処理窓口の設置について、推奨ということでございまして、これも議論、コンサルテーション会合での議論を踏まえて追記をしているところでございます。

それから補償、これは非自発的住民移転に対する補償ということが議論に上がりました。この補償の考え方については、補償の基準は「透明性」、それから「一貫性」ということで適用されなければいけないということをガイドライン本文に明記しているというところが、議論を踏まえた対応でございます。

その下は語句修正ということで、より分かりやすいように字句修正したということでございます。

こちら、チェックリストに入ってございます。チェックリストの中で、確認事項ということでございますけれども、チェック項目の中で地域住民への説明が終わりましたかということのチェックがございました。こちら、実はコンサルテーション会合ではなくて、パブリックコメントの中でいただいたご意見でございまして、コンサルテーション会合での議論とも通底するところでございますが、そういった地域住民の方々との対話というのは双方、つまり、きちっと意見なり、質問なりということができるということが重要であることは、当然、認識してるところですが、説明といきますと、説明一方的な感じを受けるということで、説明及び協議というご意見をいただきましたので、これはまさにそのとおりということで修正をしているところでございます。

それから、住民苦情への対応というところは、「苦情受付窓口」というものを「推奨」するということを記載しております、それに対するものとして対応をしているということと、説明というのは一方的なので、双方向という我々の意思を示すということでも、協議ということを入れたほうがいいというご意見を採用させていただいております。汚染対策の修正は実態に即した修正ということでございます。

これに加えまして、運用のあり方を示すということで FAQ を一体としてまさに見ていただきたいところでございますけれども、まず、これは環境ガイドラインの環境についての考え方ということで、先ほどご説明した前書きのところの追記というものを補足するものとして、社会環境も入りますということを書いておりますし、人権配慮ということを加えましたということを記載しているというのが、1番、2番というところでございます。

それから 3 番でございますけれども、こちらはガイドラインを踏まえた運用の仕方ということで、コンサルテーション会合で議論を相当、時間かけて費やしたところでございます。こちらは JBIC の案件によって、追加設備投資を伴わない権益取得案件ですね。こういったものは自動的にカテゴリ C 案件に分類するんですかというようなお話をに対する問い合わせ

でございます。これはそうではないということ、スクリーニングフォーム、ヒアリングを通じて影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域に該当しないこと、それから既存のプロジェクトが強い苦情等を受けてないこと等の要因もネガティブチェックするといった上で、必要に応じ、借入人等の環境社会配慮に関するポリシーや、環境社会配慮実施能力というものを確認し、それらの確認の結果として、追加設備投資を伴わない権益取得案件の性格と、確認結果として新たな環境影響が生じない、あるいは極めて小さいという判断のもと、カテゴリ C と分類されます。

さらに議論を通じて、私どもも気付きをいただきましたが、追加設備投資を伴わないような権益取得案件以外の案件において、カテゴリ C に分類されるようなものですね。そういうしたものもあり得るのではないかという議論があったと存じます。これは上記と同様、つまり権益案件と同様に、借入人等の事業特性、ネガティブチェックというものと、必要に応じた環境配慮に対するポリシー等の確認というものを通じて、その事業自体が環境に対して望ましくない影響を大きく与えないだろうかということを確認した上で、最小限、あるいは全くないという場合に C としますというふうに述べております。

こちら、議論いたしましたが、パブリックコメントのところでは、出資も入るんですかというご質問がありましたが、先ほどのガイドラインのところで、読み飛ばしてしまっておりますけれども、ガイドライン自体はもともと出融資全て入るということで、それを「融資等」という形で縮めて略語を使っていたということですが、出資という言葉を外さないで、全てにおいて出資ということも入りますよとより分かりやすくなるような字句修正を行っておりますけれども、こちらも FAQ も全て入るということでございますので、これは紛れがないと思いますので、その旨は付言をさせていただきます。

続きまして、情報公開でございます。情報公開の議論もございました。この情報公開、どのような情報が公開されますかと。こちらでまさに出融資等というふうに、出資というのも加えましたけれども、これ、元々も入っていたんですが、分かりやすくしたということでございます。

それに加えて、まずガイドラインでどういったものを情報提供、公開するかという考え方を整理しています。こちら 2 段 A のアンサーのところについては、「また」というところにありますが、環境レビューということで、プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書、それから許可証というものを合わせて、「環境社会影響評価報告書等」と定義しています。これは定義について曖昧だというようなご指摘がコンサルテーション会合であったものですから、私どもの考え方として、中段にございますけれども、プロジェクト所在国の環境アセスメントの手続き制度に基づく環境影響評価報告書というもの、これが許可対象だということで、これを許認可証と一体として、環境影響評価報告書等ということで、まずは公開の対象、評価の対象とするということでございます。

それに加えて、環境影響評価報告書等以外に借入人等から入手した文書と、これはアセス手続きがない、あるいは手続きはあるけれども環境影響評価報告書が作成されない、手続き

の関係で作成されているんだけれども、JBIC として追加的に情報が必要と判断するような場合というのはあり得ると。ここ、どれぐらいあり得るかという議論、また判断、コンサルテーション会合でもございましたが、いずれにせよ、多い、少ないを別としまして、私どもとしてはこういった足りない部分というのも、当然、私どもが確認すると、掲げているものは全て確認するということでございます。それを細かく書き下しておりまして、そして、その先でございますけれども、プロジェクト所在国で公開されている文書、そこに加えましたのが実施者から当該文書をプロジェクトで公開することについて、了解が得られている場合はその文書も含むということで、要は公開可能という形がしっかりと確認取れるものについて、先ほど定義しました環境影響評価報告書等に加えて公開するという姿勢を示しております。ここ、議論になりましたポイントで、改めて定義とともに、その定義にはならないものも積極的に公開をしていくという姿勢を示しているということでございます。

その他も公開の考え方として、これも姿勢かもしれません、プロジェクト実施者から了解を得ている場合には、プロジェクトで公開する考えですという、私どもとしての方針を明確に示しているということでございます。

新しく追加したものも、この情報公開についての考え方を示していくと、その了解したものは当然、出していくということなんですが、プロジェクト実施者への働き掛けにより、一層の情報公開の実現に努めるということにしておりますので、この考え方に基づいて了解が得られてる場合、ウェブサイトで公開するということを、やや重複感ありますけれども、情報公開の重要性が今回、コンサルテーション会合でかなり活発に議論されたということを反映して、こういった運営の仕方を明記するということにしています。

それから、いわゆるカテゴリ C 案件として分類されたもの、これは当然、影響が多く見積もらられない、少ないと見積もられるという場合にカテゴリ C になっているんですけども、実際その予想に反して何か起こった場合、要は放っておくのかということで、紛れがないように、放っておきませんということでございますけれども、借入人等に対するモニタリングや働き掛けを行うということでございます。ここにも「出融資等」ということで、議論を踏まえてちゃんと出資も入っているということは明確になるようにしております。

こういったことで、議論の大きな幹でいきますと、一つは社会環境配慮ということでの人権配慮の姿勢を示すということ、それから二つ目は、情報公開について環境影響評価報告書の定義をはっきりとした上で、情報公開に対する考え方を示すこと、それから三つ目でございますけれども、いわゆるカテ C 案件ということで、影響ないということについても、きっちり C にする際に確認すべき点、ネガティブチェックも含めて確認を、追加投資がない権益取得、その他についてもネガティブチェックということで見ていくという姿勢、あり方をしっかりと示した上で、もちろん予想に反して影響があり得る、あるいは何らかの問題が生じたといった形においては、働き掛けをしていくという、何か C とした瞬間に、あるいは形式 C ということで手を抜くということではないということをご心配いただかないように、はっきり書いたところは、大きな幹の議論の三つということでございます。

その関係でいきますと、繰り返しになるところもあるんですが、パブリックコメントですね。1、2、いくつかの項目に分けさせていただいてますが、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。改めてステークホルダーの方々の意識というものが確認できて、非常に参考になりました。1番、2番というところは、新しくしていくのはいいんだけれども、商業上の競合がある中で、あるいは守秘義務がある中で、他 ECA とイコールフッティングということの確保ということについての範囲のご意見ということでございまして、もちろん、それぞれの事業実施している方々ご自身の企業なり、あるいは法人としての権利というのも当然、配慮しながらですね、ECA の中の状況というのも確認しながら、イコールフッティングということも意識をしているということは、これまでのコンサルテーション会合でもご確認いただいていることだと思いますが、そういったことは当然、ご意見として承って運営をしていくということを確認させていただいている。

それから、次の 3 番というところは、先ほどカテゴリ C についての考え方をご説明したとおりでございます。カテゴリ C だからといって何もしないということではないですということでございまして、むしろ何かが起こった場合の働き掛け、あるいは入り口段階でのネガティブチェックというものを書いていきますということでございます。

それから人権配慮のところにつきまして、4 番でございますが、プロジェクトに起因したもの自ら具体的に対応可能なものという、実効性のあるものというご意見をいただきまして、当然、実効性を持ってこのガイドラインの中では対応していくと、改善していくということが狙いでございます。そういうものは判断基準として、現在の FAQ でも定められておりますので、かつ国際的な目線で対応していくということでございますので、ご意見を踏まえた運用になるということでございます。

それから 5 番というのはカテゴリ A、環境社会影響評価報告書というものの定義、それから公開の考え方というのを一貫して整理しておりますので、そういうことで環境アセスメントは今回、整理をさせていただきました。いずれにしても JBIC としては、必要な確認はあらゆる手段を用いて行っていくと、その公開については当然、その商業上の秘密等あり得るものですから、定型化はできないので個別に事業者に働き掛けて、公開の可否について確認をしていくと、こういうことでございます。

それから、カテゴリ公開の時期というものについては、こちらは特にございません。これ、6 番ですね。6 番についてなんですかけれども、いろいろ細かい公開のあり方、グッドプラクティスとの乖離がある場合の理由、補償の合意書の対象者への交付、いろいろございます。個別で案件ごとにご質問をいただければ、丁寧に対応させていただいているとは存じますけれども、こういった ECA の環境レビューの結果というのが、他国でも公開していないところもあるという意味では、この JBIC の状況というのは、決して劣るものではないかなということでございまして、いずれにせよ、国際的な目線を基に対応していくということですし、乖離があり得るということであれば、当然、対応していく、あるいはご指摘をいただければ、個別に会話をしていくということでございます。公開の考え方は先ほど申し上げたとおり

でございますので、透明性を可能な限り保っていくということでございます。

7番、8番とございますが、8番は先ほどの、修正しましたということで、説明という一方的なものから、協議という双方向にしていくということ、9番は字句修正といいますか、モニタリングという言葉の使い方の修正ということでございます。あとは商業上の秘密の考え方ですか、コンサルテーション会合と同様の議論をさせていただいていると、先ほどご説明したところがございます。

あと13番でございまして、これは情報公開が終了する場合の手続きについて明確にしてほしいということでございますが、この場を借りてということですけれども、まずJBICが融資検討中でカテゴリ分類を終了したものについては、現在、融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したものというところで確認できるということになっております。そのお客様との関係で、状況はアップデートしていますけれども、プロジェクトの中止ですか、融資等の検討中止のご要請といったものがある場合、これは適時に掲載終了の手続きを取るということになります。そういうことで、検討中止となる事情というのは個別プロジェクトごとに異なるということでございまして、この私どものホームページのところでも、「JBICが現在、融資を検討中であり、すでにカテゴリ分類を終了したプロジェクト」と明確に定義して、リスト化しておりますので、そういうものが出てきます。逆にいうと、検討がなくなったものは入ってませんということですので、ここは明確かなということで、このご説明を改めてさせていただきます。

あと、フォームの記載項目のご意見、それから一般的な問い合わせのやり方といった技術的な質問については、対応して公開しておりますのでご確認ください。

最後に異議申立のところでございます。今までガイドラインでございましたけれども、異議申立についての手続きでございますが、こちらも非常に建設的な議論をさせていただきまして、ありがとうございました。それを踏まえて、修正している重要な点を申し上げます。3ページですね。異議申立の対象案件のところで、この対象案件について「重大な被害が生じている」、あるいは「重大な被害」がある「蓋然性」ということで、この「重大」が曖昧であるということのご指摘をいただいて、これは被害ということで、被害を受けている方が被害を受けていると、被害を生じる、あるいは蓋然性が高いというところで、今後のフレームワークを使っていただこうという観点で議論を経まして、「重大な」という点は削除しました。一貫して、この後も出てきますけれども、こちらを最後、活用できる、あるいは駆け込めるという敷居を下げていく、この敷居が高過ぎるんじゃないかというご意見をいただいたことに対応をさせていただいております。

その次の項目ですけれども、こちらも重大要件を外しているということと、それから元々ガイドライン不遵守の条項と不遵守の事実、そして不遵守と被害の因果関係と、訴状のようなきっちりとした形式を求めていたというのが、異議申立制度でございます。これ、訴訟でもございませんし、第三者機関を通じた問題解決のフレームワークでございますので、コンサルテーション会合でのご意見を踏まえまして、そのとおりだなということで、案件と被害

の因果関係という形に必須項目、変えさせていただいております。といいますのは、被害を受けておられる方が解決を図るという考え方で、その方が案件との関係を主観的にどのように因果関係として感じておるかということは記載可能だということで考えておりまして、そちらは記載していただくものの、これまでのガイドラインのルールとの整合性というのは、ルールの熟知をどこまでいただけるのかというとこのハードルが高いということでございますので、これは望ましい項目ということに下げさせていただいている。必須項目から変わったというところで、敷居を下げるということでございます。

その他、審査役が専門家を活用するということができるといった点も加えております。これもガイドラインの議論を踏まえたものと。あとは、この訴状のような形式から、駆け込みのような開かれた第三者機関という形に発想としては変えた上での修正でございますので、そうしますと、このガイドラインとの関係でどういう点を確認すればいいかというところが曖昧なまま、この異議申立がなされるという点は、こちらの第三者機関である審査役も少し心配をしておりまして、そういう意味ではスケジュール感のところについて、このガイドライン不遵守との因果関係というものがないと、そういうものはガイドラインの状況でどういうふうなことが運営されていたのだろうかという発見期間も必要になってまいります。そういうた、時間が一定程度かかり得ることも記載するということと合わせて、敷居を下げることが可能なのではないかということでございますので、こういった現状をお知らせするという条項も入れさせていただいております。

それから、外部専門家の登用というのは、先ほど申し上げたとおりでございます。内容的にはあと細かい字句修正はあると思いますけれども、ガイドラインの修正、それから一体をなす FAQ における運用のあり方を、特にコンサルテーション会合で議論されたところを中心に整理して出したということ、それから異議申立については、ハードルを下げて、開かれた第三者機関という形に発想を変えた上で必要な字句修正をしたということについて、細かい点も含めてご説明させていただきました。JBIC からは以上でございます。

### 【司会】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、NEXI からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

### 【日本貿易保険 佐藤】

ありがとうございます。NEXI の佐藤でございます。それでは JBIC に引き続きまして、NEXI の分について、ご説明をさせていただければと思います。基本的に JBIC と同様の趣旨で改訂を行っておりますので、実は先ほどの関根さんのご説明でほぼ全てカバーできているという状況でございます。その上で、3 点ほど、NEXI 分として補足させていただければと思っております。

まず環境ガイドラインの部分でございますけれども、1/13 ページですね。こちらの一番

下の部分、3.(1)のスクリーニングの部分ですが、赤字で画面でご覧いただいているところ、「なお、」以下のところを削除してございますけれども、これ、旧システムによる手続きの記載が残っていたということでございまして、この部分について削除しております。この部分については、関根さんのご説明にはなかった、NEXI 独自の点ということになります。

それからガイドラインでもう 1 点、6/13 ページになります。ここ情報公開の部分のところ、赤字で示しておりますけれども、この部分については、JBIC さんのガイドラインには同様の記載があった内容でございました。これまで NEXI におきましては、ここに書いてあるようなことと同様な対応は、実務上はやってきていたという状況ではあったのですけれども、今回の機会に NEXI 版にも同様の記載を追記したという状況でございます。ガイドラインに関しましては以上です。

それから、異議申立要綱につきましてでございます。こちらについては、1 点ほど補足させていただければと思うのですけれども、こちら、先ほども申しましたけれども、基本的には JBIC と同様の趣旨で改訂を行ったところでございます。1 点、補足させていただければと思っておりますのが、第 3 条、第 4 条のところで、「重大な」というところ、両方とも削除する改訂をしているところなのですけれども、パブリックコメントに付した際には、第 4 条の部分の修正漏れがございまして、パブリックコメントを付した版には、第 4 条、「重大な」が残ったままになっておりました。今回、パブリックコメント後再確認の上で、この部分も削除させていただいているという状況でございます。簡単ですけれども、NEXI からは以上になります。

### 【司会】

どうもありがとうございました。ただいま JBIC 及び NEXI からご説明を頂戴いたしました。ここからは質疑に移っていきたいと思いますので、ただいまの JBIC、NEXI からの説明に関しまして、皆様からのご質問、ご意見ございましたら、お願いできればと思います。冒頭、申し上げましたけれども、画面上、目視での確認が難しいため、ご質問、ご意見ございましたら、Zoom の挙手ボタンでお願いできればと思います。また、ご発言の際はお手数でございますけれども、カメラをオンにし、所属とお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

17 番の方、よろしくお願ひします。

### 【メコン・ウォッチ 木口】

ありがとうございます。メコン・ウォッチの木口と申します。コメントになりますがよろしいでしょうか。先ほど、このガイドラインの中に人権の配慮に対する姿勢というのが盛り込まれたことは、非常に歓迎しております。また具体的にご丁寧な説明、ありがとうございました。

一方で、人権の配慮に関してですが、FAQ のほうでは人権配慮に対する姿勢、盛り込まれ

たことは歓迎するというところなんですが、一方で FAQ のほうは、個別のプロジェクトで具体的な対応ができる、JBIC としても判断基準がより明確なものに限ってというふうに、人権の側面を確認するというふうにお書きになっていらっしゃいます。私どもはこれまでいろいろ議論させていただいている事業の中では、人権侵害に関わる疑いを持たれる、持たれている組織ですか、人物に対する資金の流れというのも、今、先ほどおっしゃられていたように、国際的な目線に非常にさらされてるということを、強くここで申し上げておきたいと思うんですが、そういったところに、今までガイドラインの範疇ではないというふうに判断されるような形で、資金的なつながりがある、もしくはビジネス上の非常に緊密な関係があるというところも、人権の問題として非常に厳しい視線にさらされてるというのが、現在の国際情勢だというふうに理解しております。特に国際的な目線というのを今、非常に皆さんもご存じのとおりに、人権に関しては大きく動いておりますので、リスクのほうをなるべく保守的に捉えて、きちんと明確に事前に察知されるということが、非常に事業にとっても重要ないかというふうに考えております。これまで派生的な影響について、いろいろご議論をさせていただいたりしてますが、これまでの情報公開の中で入手できる事前の資料の中に、ある程度の事業のサプライチェーンや、資金的なつながりが理解できる資料があるので、そういったものもきちんとご確認されて、これからも人権に関する配慮というのを、きちんと取り組んでいただければと思っております。以上です。

### 【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。続きまして、14番の方、お願いします。

### 【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江と申します。今、メコン・ウォッチ木口さんの人権に関するご意見と似たようなところがございますけれども、人権のテーマ、非常に重要なと思って、今回、このガイドラインの改訂のコンサルテーションでいろいろと議論させていただきましたので、一つ、コメントをさせていただきたいと思います。

今回の改訂のガイドラインの中では、やはり人権配慮についての追記ですか、それから住民協議のあり方というところで、文言が強化されたというところは、私どもも非常に歓迎しておりますところです。さはさりながら、やはり今回の説明会での JBIC さん、また NEXI さんのご説明、聞いている中で、先ほどの木口さんもおっしゃったとおり、個別案件に限ったところでの具体的な人権配慮、実効的な配慮というところを非常に強調されているところが、私どもとしてはやはり気になる、懸念をしているところでございます。私たち NGO のほうは、やはり個別案件の、これまで経験上、いろいろな具体例、事例を挙げながら、議論をさせていただきました。

本当に事例を挙げると枚挙にいとまがないんですけども、最近では、オーストラリアのバロッサガス田事業について、JBIC さんが 12 月 24 日に融資決定されたものについても、

先住民族のティウィ族の中で本当に影響を受けられる、直接、影響を受けられるムヌピ族の方が住民協議、受けていなかったということで、12月の最初に訴訟を起こされていましたけれども、こういった人権面での事実関係の把握について、やはりJBICさんの今後の運用、要はこの改訂、ガイドラインを改訂をされて、文言だけ変わったというようなことがないように、私たちはしていただきたいと、やはり思っておりますので、例えば、今回、ガイドラインが改訂されて、住民協議ですか、人権配慮についても強化をされたけれども、運用される中で事業者から上がってくる情報、あるいは第三者から、NGOも含めて、住民も含めて、第三者から上がってくる情報、この人権の情報について、例えばギャップがあった場合に、JBICさんがどうやってその情報をやはり確認をされるのか、丁寧に確認されてきているとは思いますけれども、どうやってそのギャップがある事実関係を把握されて、人権状況について判断されるのかっていうところ、それ、非常にJBICさんとNEXIさんのスタッフの方々の人権の確認、判断にかかっていると思いますので、ぜひ、今回のパブリックコメントの中で、私たちが議論の中で取り上げたような事例ですか、それから私どもの問題認識も含めて、JBICさんとNEXIさんのスタッフ皆さんに共有をしていただきたいなというふうに思っております。そこでJBICさんの人権配慮の確認についてのパフォーマンスといいますか、が改善されていく、強化されていくことを、私たちは切に願っているところでございます。

すいません。もう1点ですね。ちょっと長くなり恐縮なんですけれども、もう一つ、人権状況の配慮についてですが、個別案件の具体的な人権配慮について確認するというのは、もちろんこれは当然、産業界の皆さんもJBICの皆さんも、やらなければいけないということで、私たちと共に認識を持たれているというふうに理解しておりますけれども、私たちがコンサルテーションの議論の中でも少し触れさせていただいたように、例えば事業をされる国、あるいはその地域、あるいは特定のセクターに対しての人権状況について、やはりバックグラウンドとして押さえているかいないかで、その個別案件での人権配慮の仕方っていうのが、やはり変わってくると思うんですね。

例えばですけれども、インドネシアであればパーム事業であったり、鉱山事業であったり、石炭火力発電事業であったり、そういったところで反対の声を上げている方々が、やはり年間、数十名以上、近年でも数十名以上、やはり逮捕される、不当逮捕されるようなことが起きているわけです。そういった社会の中で、やはりどうやって参加、住民の参加をちゃんと確保するのかとかですね、それは個別案件でやはり住民参加を確保する上で、そういったバックグラウンド的なことをご存じか否かっていうところで、力の入れ方、やはり変わってくると思うんです。力の入れ方というか、やり方ですよね。なので、もちろんガイドラインの文言にこれを落とし込むということが、今回、また改訂のガイドラインの中でなかったわけですけれども、やはりその観点は非常に重要なと想いますので、ぜひ今後も念頭において、適切な人権配慮、または人権配慮確認をしていっていただきたい、運用面で、そのように私たちのほうは願っているということで、意見とさせていただきます。すいません、長くなり

ましたが、ありがとうございました。

### 【司会】

どうもありがとうございました。今、お二方から、特に人権面のところを中心にコメント頂戴いたしました。今のコメントに対して、JBIC のほうからレスポンスあればお願ひます。

### 【国際協力銀行 関根】

メコン・ウォッチの木口さん、FoE の波多江さん、貴重なコメント、ご意見ありがとうございます。一つ、具体的にこの新しく人権配慮を掲げても、運用でしっかりと感度高くやつていかないと意味がないので、浸透を進めていくというようなお話、ございましたけれども、実はそのコンサルテーション会合での議論の気付きですとか、今日もそうですけれども、また外の方々ですね、JBIC 外、あるいは NEXI 外の方々から見える景色というものは、私たちの業務運営でも非常に貴重なご意見だと思ってまして、今後、中での運用をする上でも、こういったご意見があるということを踏まえて、運用をしていくというのは、非常に現場に浸透させる上でも有益かなというふうに感じております。

今日、ご意見もいただきましたし、実はコンサルテーション会合の気付きも、内部では共有をしたりしながら、どういった視点が気になるポイントかということを蓄積して、カルチャーとしてより強固にしていくことを心掛けておりますが、今日のご意見も踏まえて対応をしていくということなんだろうなと、改めて思いました。

それから、人権って非常に幅広く、また国際的に着目されてる分野、あるいは対応、プラクティス、グッドプラクティスも日々、変化していくというふうに感じております。私どもも国際機関との連携でしたり、あるいは G7 の国の中での連携というのを強めておりますが、やはりその中、価値を共有すると、共有しながら、国際的にグローバルアジェンダに対応していくということが、一つの業務運営の重要なポイントでございまして、その価値を共有するというところで、国際機関、その他の国々の人権に対する感度、見方というものを吸収しながら、目線を合わせながらやっていくということがございます。そういうことも日々繰り返しながら、現状の国際的な潮流にアップデートをしていくということで、今の叱咤激励と捉えましたけれども、コメントに対応をしていくのかなというふうに思いました。

他方で、実効性のあるというところを強調いたしましたのは、実際、このガイドラインにおいては個別融資案件、案件に対してどのように改善を図れるのか、つまり改善を図っていくということ、問題に対処していくということに重きが置かれてますので、そういった意味では、事業者さんに対応いただけるような範囲内ということにフォーカスして、対応していくというのがあるんだろうなと。国家単位のことというのは、コンサルテーション会合の中でも議論しましたが、やはり国との連携という意味では、JBIC として、政府系金融機関として、国とのコミュニケーションを密にすることをございますので、先ほど申し上げたような、国際的な連携での模様、あるいは国とのコミュニケーションを通じて、より実効性高い、

かつ大きく改善すべきところは改善していくというような流れをつくっていくんだろうなというふうに、いただいたコメントを踏まえて感じました。長くなりましたが、以上でございます。

【司会】

どうもありがとうございました。続きまして、15番の方、挙手いただいております。よろしくお願ひします。

【FoE Japan 深草】

FoE Japan の深草と申します。本日はご説明ありがとうございました。先ほどのお二人のコメントと関連するんですけれども、やはり今回のコンサルテーションを通じ、またこれまで個別案件に関して担当の方とお話しさせていただいている中で、やはり感じるのがいかに運用していくかということと、NGO や地元住民からのコメントと事業者が主張していることにギャップがあった場合に、やはり JBIC がそれをどう見ていくのかというところは、これまででも課題であったように思います。運用のほうについては、繰り返しになってしまいますが、しっかりと現場での実効性が発揮されるようにやっていただきたいということと、先ほどコメントありましたが、国との連携ということだったんですけども、必ずしも市民社会というのが開かれているわけではないと。

先ほどインドネシアの事例もありましたけれども、これまで個別に意見交換させていただいている、カナダの LNG Canada 事業の不可分一体のパイプラインのほうですけれども、例えば現場では警察権力が重武装をして、反対活動する人々を抑圧すると。それに対して、国連から勧告が出ていたり、FPIC が得られていないということを指摘しているにもかかわらず、事業は進んでしまっていると。やはりそれぞれの社会における企業や政府、ガバナンスが必ずしも我々が想定するような一般的な日本の社会のようなところばかりではなくて、なかなか市民社会のスペースが確保されていないということは往々にしてあると思いますので、そういったところにしっかりと配慮がされるべきかなと。もちろん、あまりにもガバナンスが弱いところで事業をすべきではないと思うんですけども、特に人権配慮の観点で、これからぜひ力を入れてやっていただきたいなというふうに思っています。すいません、コメントですが、以上です。

【司会】

コメントいただきまして、どうもありがとうございました。挙手いただいたる方もいらっしゃいますので、お伺いしたいと思います。16番の方、お願ひします。

【メコン・ウォッチ 遠藤】

メコン・ウォッチの遠藤です。ご説明どうもありがとうございました。人権配慮について

ご明記いただいたいて、今関根さんのはうからも再度コメントをいただいたことに対してなんですけれども、やはり市民社会スペースが事業の当該国においてどのくらいあるかというのは、バックグラウンド情報として、事業者さん、それから JBIC さん、NEXI さん、皆さんに押さえておいていただきたい情報かなというふうに思っております。これによって、波多江さんが先ほど指摘されていましたように、人権配慮のやり方というのが相当、変わってくると思いますし、例えば、昨年のミャンマーのクーデター、それから今年に入ってからロシアによるウクライナ侵攻、こういったことがあって、その国において、言論の自由ですか、市民社会スペースというものが、どのくらいあるんだろうかというのを、皆さんもとても考える状況になっているんじゃないかなとは思うんですけれども。例えば、その事業において EIA を実施する時点でどうだったか。例えば今、プロジェクトやっていって、今どうかという、その時点だけを押さえるのではなくて、経年の変化というのも捉えながら、今の状態がどうなのか、この先どうなるのかというあたり、そのリスクと、それにどう対応していくのかというところを、きちんと見ながら、ガイドライン運用というのをやっていただけたら、人権配慮をしていただけたらいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

### 【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。ただいま二つ、コメントを頂戴していたかと思います。特に人権との絡みですね。プロジェクトのみならず、プロジェクトが実施されてる国状況で、特に市民社会の置かれた状況等を踏まえてというお話だったかと思います。ただいまの点につきまして、JBIC のほうでレスポンスあれば、お願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。非常にを感じになっていたいているものを、率直に共有いただけたのかなというふうに受け止めています。決して単純な解法があるわけではない課題だと思っています。市民社会スペースのあり方によって、こういうことなのかなと今、理解したんですが、私たちでできることは、まずプロジェクトベースでの実効的な改善ということですので、そのプロジェクトにおける問題を発見する上で、市民社会スペースの状況に応じて、確認することは同じでも、アプローチを変えていくことがあり得るのかなと、今のご意見を伺って感じました。特に今回、市民社会といいますか、直接的にはプロジェクト関係者でございますけれども、対話のあり方についての明記をしています。そういった、脅迫のないとか、双方向でとか、それは実効的にどうやったら国々の特性に応じて実現できるのかということは、もちろん、私どもの問題だけではなくて、プロジェクトを安定的に運営後も進むという意味でも、事業者さんの問題でもあるのかなということになりますと、今、定められている確認事項を、その国々に合わせて実効的なアプローチを取っていくという工夫をしていくことなのかなというのは、まず受け止めております。

あとは、その一時点ではなくて、経年変化ということでございますけども、これは金融機関としての様々な地政学上のリスク、あるいはプロジェクトに影響を与えるリスクということで、一般論としてはモニタリングしていくということですし、国際的なプロジェクト、全世界のプロジェクトに対応する可能性がある JBIC としては、国々の変化には目を光らせていくということなのかなということと、繰り返しになるんですけども、非常に国際機関や他国の金融機関との連携も深めておりますので、そういった国々の感じ方、情報というのも参考にしていくという意味では、JBIC においてもセンスを高めていくというような立ち位置にいるのかなということでございます。ギャップ等の課題というのも、解は一つではないと思っておりますが、いただいた意見というものはしっかりと受け止めたいと思います。ありがとうございました。

### 【司会】

他にご質問やご意見、ございますでしょうか。17番の方、挙手いただいておりました。よろしくお願ひします。

### 【メコン・ウォッチ 木口】

たびたび申し訳ありません。メコン・ウォッチの木口です。よろしくお願ひいたします。情報公開の件ですが、これまで長年議論してきた中で、非常に年々、進歩はしてきていると思うんですが、一つ非常にテクニカルのお願いがあるんですけども、現地語で公開されるEIA等なんですが、時にPDFが文字情報ではなく、画像で公開されてる国というのが、私どもの確認してる中でも、メコン側流域の国でも2、3あるところなんですが、今のITの進歩で自動翻訳等で一定の部分の情報というのは、現地語からも把握できる状態にはなっていますので、そういうことを活用できるような形での公開というのを、ぜひ、皆様方から現地の事業者や国に働き掛けていただければと思っております。

それから、そういう場合だと、不適にオンライン上に公開されてるファイルサイズが大きな場合がありまして、例えば現地の方がアクセスをする場合、インターネットのアクセスが非常に制限されていたりですとか、脆弱なところからそういう情報を入手しようとするときに、非常にやる気をそぐといいますか、本当にコミュニケーションをとるつもりがあるのかというような印象を持たれる懸念も、入手が難しいとあるかと思いますので、ただ単にここに載っていますよ、ここに公開されていますよではなく、実質的に海外の私たちが、現地語からでも一定の情報を取れるようにするとか、現地の方がアクセスしやすいように公開されているかということも、ぜひご配慮いただければと思っております。テクニカルなことで恐縮ですが、以上です。

### 【司会】

どうもご意見ありがとうございました。情報公開に関して、特に現地語に関する情報につ

いてかと思います。この点については、JBIC のほうはいかがでしょうか。

#### 【国際協力銀行 関根】

これはレスポンスするほどの IT 知識があるか非常に不安でございますが、これは、今いだいたコメントそのものを受け止めまして、改善の働き掛けようがあるのかどうなのかということを、個別ごとに対応していくのかなというのが、現時点でのことでございます。どういった場合に何ができる、できないって、ちょっとテクニカルな話だと思いますし、PDF でもコピペーストできたような、できないような、PDF じゃないっていうことなのか、いろんな IT ございますので、実は写真情報でもデジタル化できることもありますし、どういったところが致命的なところでというのではありますけれども、理解したところは、現地語を翻訳ソフトで、私どもも正直いうと使うところなんですが、ぱっと状況、概要を確認できるようなところをワークするので、それが円滑な情報公開のあり方ということに尽きるのかなと思っておりますので、専門的な回答にはなってませんけども、今のコメント自体は受け止めたいと思います。

#### 【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口です。ありがとうございました。単に PDF を OCR ソフト等にかけなくても、文字として認識できるような形で公開していただければということです。時々、ページ全体が画像として公開される場合があって、英語や日本語でない場合だと、文字化が難しいこともありますので、単純にテクニカルな話でございました。ありがとうございます。

#### 【司会】

ありがとうございました。それでは他にご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。拝見したところ、特に挙手いただいた方はいらっしゃらないようにお見受けいたしますが、よろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見ないようでございますので、そうしましたら、最後に JBIC のほうから付け加えることや補足等、もしございましたら、お願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 【国際協力銀行 関根】

補足といいますか、お礼でございます。本日の説明会も含めまして、一連のガイドラインの改訂に伴うプロセスについて、大変お忙しい中積極的に参加、またはご意見をいただきまして、また、今日来られてない方も含めて、個々のコンサルテーション会合でのご意見や、パブリックコメントとしてコメントを文字化した上でいただく、その他、文字の形での提案書のようなものもいただいて、非常にこの 1 年間、私どもとしても予想していなかったよう

な気付きや教訓が得られたということと、あと、今日、いろいろ運用面でお話ございましたけれども、やはりその後はこういった新しいもので、それをしっかりと運用していくということが重要だということで、定着させていくということだと改めて感じましたので、気を引き締めて対応してまいりたいというふうに思っております。お忙しい中、1年間、お付き合いいただきまして、ご協力いただきまして、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の説明会、閉会とさせていただきたいと思います。昨年のコンサル会合以来、ご参加の皆様より、ご意見、ご指摘も多数賜りまして、ありがとうございました。私からも改めて感謝申し上げたいと思います。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。失礼いたしました。

(了)